

第69回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成29年1月12日（木）10:00～11:30

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 概 要

- 前回の部会（第68回サービス統計・企業統計部会。平成28年12月15日）において、調査実施者に再検討が求められた事項等について審議した結果、適当と整理された。
- その後、答申（案）について審議が行われ、記述の一部を修正した上で、部会として了承された。
- また、部会長から、統計委員会に答申（案）を報告する際に、事業所母集団データベースにおける情報更新の充実について、部会長メモにより表明したいとの意向が示され、賛同が得られた

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）前回の部会において再検討が求められた事項等

ア 新旧計数の接続

- ・ 前回の部会では、移行期間中に何らかの特別な措置を講じることを前提に、そ

の方策について議論をしたが、今回、調査実施者から提案された新旧計数をそのまま接続する方法は、これまでの統計法施行状況審議における議論の方向性とも整合しており、問題はないと考える。なお、ギャップが生じた場合に提供される情報とは、例えば、新旧サンプルのデータとの想定か。

→ そのとおりである。

- ・ ローテーション・サンプリングの導入後と方法は統一されるので、説明しやすい一方で、母集団情報などの条件が異なるため、情報提供を充実することにより、利用者の利便向上を図るものと理解した。

- ・ 今回提案された方法に賛同するが、元々毎月勤労統計調査は、標本の入替えに伴うギャップが問題視されていた。したがって、ギャップが生じないように努力するとともに、仮に大きなギャップが生じた場合には十分な説明を行わないと、改善効果がないと指摘されかねないので、その点十分に留意願いたい。

- ・ 資料では、新旧計数を直接接続した際のイメージ図が示されているが、実際に発生が懸念されるギャップについて、もう少し具体的に説明してほしい。また、ギャップが生じた際の情報提供の内容があいまいである。エコノミスト等にも理解してもらうため、どのような情報を提供することを想定しているのか。

→ 平成30年1月には、母集団情報の半数を経済センサスから事業所母集団データベースに変更するため、一定のギャップが発生することを想定しているものの、実際にどの程度のギャップが生じるかは事前に推測できない。また、ギャップが発生した場合には、調査対象事業所の入替えによる影響などの要因ごとに分解した情報を利用者に提供することを考えている。

→ 継続事業所と新規事業所の基本データの特性を公表することにより、利用者が加工することも可能となる。加工後のデータでは、どのように計算したのかが利用者には基本的に分からない。加工のプロセスまで公表するのであれば別であるが、そうでなければ、利用者が自ら加工する前提となる情報の提供が必要である。

→ 入替前後の実数のデータを公表した上で、要因分解した結果も公表することを考えている。また、継続指数の作成・提供も行うこととしている。

- ・ 本日、説明された方向で進めていただければと考えている。また、サンプルの入替えに係る情報の提供も重要であり、寄与の情報も提供していただきたい。なお、労働者区分の変更が賃金に与える影響についても、ぜひ分析・提供をお願いしたい。影響の度合いが小さいのであれば、小さいということを示すことが、ユーザーを安心させる意味でも重要である。

→ 賃金への影響についても検証を行いたい。

イ 継続指数の作成

- 他の統計調査における継続指数の作成状況は理解した。どのような方法を採用しても段差が生じ得るということであれば、指数に関する説明を十分に行うことが重要と考える。今回、2つの系列の指数が公表されることとなるが、それぞれの指数の位置付をどうするのか、一般のユーザーに対して2つの数値を、どのように説明するのか。また、この統計調査以外でローテーション・サンプリングを導入している統計ではどのように対応するのか。
 - 継続指数は毎月の平均賃金の動きを表したものであり、一方、本系列の賃金指数は、事業所の新設・廃止による影響を加味したものであるとの説明を想定している。また、ギャップの発生については、要因分解した結果を公表する予定である。
 - 新旧データ接続検討ワーキンググループでは、継続指数の要否について標本の入替期間を勘案して検討したものと承知しており、入替期間が長い場合には継続指数の提供を検討するとの方向性ではなかったか。たとえば家計調査のように、入替期間が短い場合については、継続指数を作成しても意味がないと整理されている。
 - 毎月勤労統計調査は、他の統計調査と比較して、標本交替までの平均期間が著しく長く、標本の一斉替えという特殊な方法を採用していたことから、ローテーション・サンプリングを導入するとともに、継続指数の提供が必要と整理されたものと理解している。景気指標としては、同じ企業を追っていく継続指数（インターナルマージン）に加え、事業所の参入・退出を含めたエクスターナルマージンも考慮しなければならないため、継続サンプルだけを公開し、それだけを用いて景気指標とするという考えかたは、経済学的には望ましくないと思う。
- 継続指数の作成に際しては、常用労働者の区分変更に伴って、大規模事業所や日雇い労働者等が多い一部業種が継続サンプルから抜け落ちることがないように留意して、作成・提供いただければ有益な指標になるのではないかと。厚生労働省がそのような姿勢を示したことは評価したい。また、景気指標としては、本系列の指数も継続指数もどちらも必要と考える。なお、継続指数については、可能な限り長期間の作成・提供に努めていただきたい。
 - 制約はあるものの、検討したい。
- 継続指数の作成を否定するものではないが、今回の調査見直しのきっかけは、過去の数字が遡及改定によりプラスマイナスも含めて変わってしまい、分かりにくいということにあった。その対応として、直接接続が採用されることになったが、一方で、継続指数という新たな系列も提供されることから、ユーザーに分かりやすい説明をお願いしたい。

- ・ 継続指数の作成については、注目度が高いので、今回の部会での説明のとおり、利用者にも配慮した対応をお願いしたい。

(2) 答申(案)

① 本調査計画の変更

ア 第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入

(ア) ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

(イ) ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応

- ・ 本日の審議結果を踏まえると、継続指数の作成における利用者への情報提供について、より具体的に記載する必要があるのではないか。2つの系列が作成・提供されることから「なお、継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指数（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指数）との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。」といった記載でどうか。
→ 御指摘のとおり、修正した上で、部会として了としたい。

イ 事業所母集団データベースの利用

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

ウ 常用労働者の定義変更

- ・ 労働者の定義が変更されることに伴う影響の検証についても、言及していただけるとありがたい。
→ 労働者区分の統一は、政府統計全体での対応を予定しているものであり、そのための変更の都度、全ての統計調査で定義変更に伴う影響検証を求めるような趣旨の記述は避けるべきではないか。本調査は、雇用のみならず賃金を分析する上でも重要な統計調査であるという特殊性から、特段の対応が必要になるということを確認させていただきたい。
→ それでは、「なお、定義変更に伴う賃金等への影響について、十分な情報提供を行う必要がある。」との一文を追加した上で、部会として了としたい。

エ 統計調査員の活用範囲拡大

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

オ 調査票情報の保存期間の変更

- ・ 最後の「このため～」以降の文章が、「今後の課題」の文章とほぼ同じであるため、重複感がある。
→ 「このため～」の前の段落の最後に、「ただし、現段階ではその取扱いにつ

いて、具体的な検討は進んでいない。」との一文を追記し、「このため～」の段落は削除することも考えられる。

→ 事務局の提案のとおり修正した上で、部会として了としたい。

② オンライン調査の推進

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

③ 今後の課題

- ・ 課題の対応の主体について記載がないので、「早急に～」の前に、「厚生労働省は」との文言の追記が必要と考える。

→ 部会では、地方調査についても永年保存をしてほしいとの結論であったが、今後の課題で、そこまで明確に記載することについて、支障はあるか。

→ 御指摘の趣旨は認識しているものの、保存体制の確保など現時点では未確定の要素もあることにも配慮いただければと考える。

→ 「調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。」に修正した上で、部会として了としたい。

（３）部会長メモ（案）について

- ・ 特段の異論がないので、原案で了としたい。

（４）その他

- ・ 本調査については都道府県別の集計結果も公表することとされているが、未回答事業所が発生する等により、県によっては、結果の振れが大きくなる場合があり、そのまま都道府県のデータとして公表してよいか悩みがある。また、２月から調査対象事業所の調査期間の延長が始まり、調査実施機関としての負担が増加することから、時間外勤務手当に係る執行科目の創設についても、改めてお願いしたい。

→ 内容は承った。検討させていただきたい。

６ その他

答申（案）及び部会長メモについては、平成29年1月27日（金）の第105回統計委員会において、部会長から報告することとされた。

（以 上）